

大牟田市基準緩和型通所サービスに係る第1号事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、基準緩和型通所サービスに係る第1号事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び実施要綱の例による。

(第1号事業に要する費用の単位数及び1単位の単価)

第3条 実施要綱別表第2の基準緩和型通所サービスに係る市長が定める単位数は、別表第1のとおりとする。

2 実施要綱別表第2の基準緩和型通所サービスに係る市長が定める1単位の単価は、10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に定める大牟田市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。

(第1号事業支給費の額)

第4条 基準緩和型通所サービスに係る第1号事業支給費の額は、実施要綱第8条の規定により算定された基準緩和型通所サービスに係る第1号事業に要する費用の額に、実施要綱第9条の規定する割合を乗じて得た額とする。

(事業の一般原則)

第5条 基準緩和型通所サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けた者（以下「基準緩和型通所サービス事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の総合事業実施事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(基本方針)

第6条 基準緩和型通所サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「基準緩和型通所サービス事業所」という。）により行われる基準緩和型通所サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、別表第2で定める利用対象者、実施内容等に沿って、事業を実施しなければならない。

3 基準緩和型通所サービス事業者は、次の各号のいずれかに該当するものであってはなら

ない。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている法人
 - (3) 法人又はその役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- 4 基準緩和型通所サービス事業者は、別表第2で定める実施主体に掲げるもの（前項各号に掲げるものを除く。）とする。

（従事者の員数）

第7条 基準緩和型通所サービス事業者が基準緩和型通所サービス事業所ごとに置くべき従事者の員数は、提供時間帯を通じて専ら基準緩和型通所サービスの提供に当たる従事者が利用者の数が10人までは1以上、利用者の数が10人を越える場合にあっては利用者1人あたりに対して必要と認められる数。

（管理者）

第8条 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

（設備及び備品等）

第9条 基準緩和型通所サービス事業所は基準緩和型通所サービスの提供に必要な場所並びに必要な設備及び備品を備えなければならない。

- 2 前項に規定する基準緩和型通所サービスを提供するために必要な建物の延床面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第10条 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 基準緩和型通所サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該基準緩和型通所サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 基準緩和型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 基準緩和型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録

された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、基準緩和型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、基準緩和型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 基準緩和型通所サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち基準緩和型通所サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た基準緩和型通所サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(受給資格等の確認)

第11条 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者であることの有無及び要支援認定又は事業対象者であることの有効期間を確かめるものとする。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、基準緩和型通所サービスを提供するように努めなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携すること等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第13条 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供)

第14条 基準緩和型通所サービス事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号ニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメントに基づくケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という。）が作成されている場合は、当該計画に沿った基準緩和型通所サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン等の変更の援助)

第15条 基準緩和型通所サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第16条 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービスを提供した際には、当該基準緩和型通所サービスの提供日及び内容、当該基準緩和型通所サービスについて法第115条45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号支給事業費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアプランに記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第17条 基準緩和型通所サービス事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該基準緩和型通所サービス事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る基準緩和型通所サービスをいう。以下同じ。）に該当する基準緩和型通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料（第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該基準緩和型通所サービスに係る第1号事業支給費（実施要綱第7条の規定により算定された第1号事業に要する費用（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）をいう。以下同じ。）から当該基準緩和型通所サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない基準緩和型通所

サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、基準緩和型通所サービスに係る第1号事業支給費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 基準緩和型通所サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前号に掲げるもののほか、基準緩和型通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、居宅、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。

5 基準緩和型通所サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（証明書の交付）

第18条 基準緩和型通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない基準緩和型通所サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した基準緩和型通所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第19条 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに基準緩和型通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第20条 従事者は、現に基準緩和型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第21条 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 基準緩和型通所サービスの利用定員
- (5) 基準緩和型通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第22条 基準緩和型通所サービス事業者は、利用者に対し適切な基準緩和型通所サービスを提供できるよう、基準緩和型通所サービス事業所ごとに、従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は全ての基準緩和型通所サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

3 基準緩和型通所サービス事業者は、適切な基準緩和型通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 基準緩和型通所サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する基準緩和型通所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 基準緩和型通所サービス事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第23条 基準緩和型通所サービス事業者は、利用定員を超えて基準緩和型通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第24条 基準緩和型通所サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災

害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第25条 基準緩和型通所サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 当該基準緩和型通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。

(2) 当該基準緩和型通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該基準緩和型通所サービス事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第25条の2 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービス事業所の見やすい場所に、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該基準緩和型通所サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 基準緩和型通所サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第26条 基準緩和型通所サービス事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、当該基準緩和型通所サービス事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 基準緩和型通所サービス事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第27条 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域包括支援センターに対する利益供与の禁止)

第28条 基準緩和型通所サービス事業者は、地域包括支援センター又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第29条 基準緩和型通所サービス事業者は、提供した基準緩和型通所サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 基準緩和型通所サービス事業者は、提供した基準緩和型通所サービスに関し、法第115条の45の7の規定により市長が行う帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 基準緩和型通所サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 基準緩和型通所サービス事業者は、提供した基準緩和型通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 基準緩和型通所サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 基準緩和型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した基準緩和型通所サービスに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 基準緩和型通所サービス事業者は、利用者に対する基準緩和型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 基準緩和型通所サービス事業者は、利用者に対する基準緩和型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第31条の2 基準緩和型通所サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該基準緩和型通所サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該基準緩和型通所サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該基準緩和型通所サービス事業所において、従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（記録の整備）

第32条 基準緩和型通所サービス事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、利用者に対する基準緩和型通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第16条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第19条に規定する市への通知に係る記録
- (3) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 第34条第2項第1号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（基準緩和型通所サービスの基本取扱方針）

第33条 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

2 基準緩和型通所サービス事業者は、利用者がある能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

3 基準緩和型通所サービス事業者は、基準緩和型通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（基準緩和型通所サービスの提供に当たっての留意点）

第34条 基準緩和型通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 基準緩和型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、基準緩和型通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 基準緩和型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、利用者の安全面に最大限配慮すること。

2 基準緩和型通所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の供与)

第35条 基準緩和型通所サービス事業者は、当該基準緩和型通所サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に基準緩和型通所サービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 基準緩和型通所サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1か月以内に当該基準緩和型通所サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該基準緩和型通所サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、地域包括支援センター、第1号事業を実施する者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(電磁的記録等)

第36条 基準緩和型通所サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 基準緩和型通所サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行う事が規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法、その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)

第37条 この要綱に定めるもののほか、基準緩和型通所サービスに係る第1号事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準に関し必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の第10条第2項第2号及び第36条第1項の規定（「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る部分に限る。）は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の大牟田市基準緩和型通所サービスに係る第1号事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準を定める要綱第25条の2第3項の規定の適用については、同項中「基準緩和型通所サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

別表第1（第3条関係）

基準緩和型通所サービスに係るサービス事業支給費単位数表

基準緩和型通所サービス費（1月につき）

（1）基準緩和型通所サービス費 1, 438単位

注 利用者に対して、基準緩和型通所サービス事業者の従事者が基準緩和型通所サービスを行った場合に算定する。

別表第2（第6条関係）

項 目	内 容
利用対象者	居宅要支援被保険者又は事業対象者で、心身の状況や置かれている環境等を調査した結果、利用が必要と認められる者
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・運動、レクリエーション等の実施 ・入浴時の見守り
実施主体	介護サービス事業所
実施場所	地域交流施設及び地域交流施設に準ずる施設（空き家を活用した地域サロン等）
実施回数	週1回
遵守事項	地域交流施設に準ずる施設を実施場所とする場合は、消防用設備等（誘導灯や消火器等）の設置について、市の消防機関に相談し、適切な消防用設備等の設置を行わなければならない。